

前回受給者・前回受給者と同順位者・前回受給者が先順位者の場合
 (遺族のうち誰かが特別弔慰金の裁定を受けている場合)

提出書類	前回受給者		前回受給者以外	
	配偶者以外	配偶者	前回受給者と同順位者	前回受給者が先順位者
請求書	○	○	○	○
現況等申立書	○	○	○	○
令和 7 年 4 月 1 日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○
戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続き柄を証する戸籍			○	○
先順位者がいないことを証する戸籍				○
戦没者等の死亡当時から令和 7 年 3 月 31 日の間の請求者の戸籍		○ R2.4.1～R7.3.31 まで		第 3 ～ 6 順位のみ必要
特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者のみ）		○		

※第 12 回特別弔慰金の請求より、印鑑等届出書の提出が不要となりました。

初めて特別弔慰金を請求する第1順位(転給遺族でない)場合
 (遺族のうちで誰も特別弔慰金の裁定を受けていない場合)

提出書類	配偶者以外	配偶者
請求書	○	○
現況等申立書	○	○
令和 7 年 4 月 1 日の請求者の戸籍抄本	○	○
戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続き柄を証する戸籍	○	○
年金・恩給給付の受給権者の死亡年月日等が確認できる戸籍（※1）	○	○
戦没者等の死亡当時から令和 7 年 3 月 31 日の間の請求者の戸籍		○
特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者のみ）		○

※1 戦没者等の父母・祖父母で生年月日が国内最高齢者より前の場合、提出不要です。女性:明治 42 年 9 月 2 日・男性:大正 2 年 11 月 28 日(R7.7.14 現在)

初めて特別弔慰金を請求する転給遺族の場合
(遺族のうちで誰も特別弔慰金の裁定を受けていない場合)

提出書類	第2順位	第3~6順位	第7~12順位
請求書	○	○	○
現況等申立書	○	○	○
令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○
先順位者がいないことを証する戸籍	○	○	○
年金給付の受給権者の死亡年月日等が確認できる戸籍 (※1)	○	○	○
戦没者等の死亡当時から令和7年3月31日の間の請求者の戸籍		○	

※1 戦没者等の父母・祖父母で生年月日が国内最高齢者より前の場合、提出不要です。女性:明治42年9月2日・男性:大正2年11月28日(R7.7.14 現在)

上記書類以外にも、必要に応じて戸籍書類をご提出いただく場合があります。

◆手続きには本人確認書類が必要です◆

請求者本人… 1.請求者本人の確認書類(以下の①または②)

- ① 官公庁から発行された顔写真入りの本人確認書類 1点
(マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、等)
- ② 官公庁から発行された顔写真のない本人確認書類 2点
(健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳等、氏名の他に住所または生年月日が入ったもの)

代理人…

- 1.委任状
- 2.請求者と代理人それぞれの本人確認書類(以下の①または②)

※請求者の本人確認書類はコピーでも差支えありません。

- ① 官公庁から発行された顔写真入りの本人確認書類 1点
(マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、等)
- ② 官公庁から発行された顔写真のない本人確認書類 2点
(健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳等、氏名の他に住所または生年月日が入ったもの)